

第3章 雑則

第1 その他

- 1 この基準は、通知の日から施行する。(平成28年4月1日制定)

この基準の施行の日において、現に新築等の工事中の防火対象物、既に法第7条の規定に基づく消防同意を行っているもの(建基法第18条第2項に係る建築物について、同法第93条第4項の規定に基づく通知を受けているものを含む。)又は事前相談を受け、かつ、設計が完了しているものについては、なお従前の例による。

- 2 一部改正に伴うこの基準は、令和2年4月24日から施行する。
- 3 一部改正に伴うこの基準は、令和2年8月28日から施行する。
- 4 一部改正に伴うこの基準は、令和2年10月26日から施行する。
- 5 一部改正に伴うこの基準は、令和3年10月18日から施行する。
- 6 一部改正に伴うこの基準は、令和4年9月26日から施行する。